

令和3年度社会教育統計の公表について

文部科学省では、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的として、社会教育調査を概ね3年ごとに実施しています。

このたび、令和3年度調査結果を取りまとめましたので、公表します。

1. 調査内容

- 1) 調査対象：都道府県・市町村、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設、民間体育施設、劇場・音楽堂等、生涯学習センター
- 2) 調査項目：都道府県・市町村の社会教育関係事業の実施状況及び社会教育関係施設の状況（職員数、施設・設備状況、事業実施状況、利用状況等）
※民間体育施設の集計の際には、都道府県別、産業小分類別、従業員規模別の母集団事業所数を反映させたウェイトの調整を行った。
- 3) 調査期日：施設数や職員数などの現状の把握は、令和3年10月1日現在
入場者数や図書貸出数などの活動状況の把握は、令和2年度間

2. 調査結果の主な概要

主な結果は下記のとおり。グラフ等は「調査結果のポイント」をご覧ください。

なお、詳細な集計表は「政府統計の総合窓口（e-Stat）」に掲載しています。

(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400004&tstat=000001017254>)

(1) 施設の状況

公民館や社会体育施設は減少傾向にある中、前回（平成30年度）調査から図書館、博物館、生涯学習センターは増加しており過去最多。

(2) 施設の運営状況

- ① 公立の社会教育施設のうち、指定管理者を導入する施設は全体の約3割で、すべての施設で前回調査から増加。
- ② 社会教育主事の数には減少しているが、図書館の司書、博物館の学芸員のほか、社会体育施設や劇場、音楽堂等の指導系職員の総数は増加を続けており、過去最多。
- ③ 令和2年度間における社会教育施設の1施設当たり利用者数は、前回調査と比較してすべての施設で減少。
- ④ 令和2年度間における国民1人当たりの貸出冊数及び貸出回数は、前回調査と比較して、減少している。

<担当>総合教育政策局調査企画課

電話：03-5253-4111（代表）内線：3240・2262

令和3年度社会教育統計 調査結果のポイント

(1) 施設の状況 1 施設数の推移

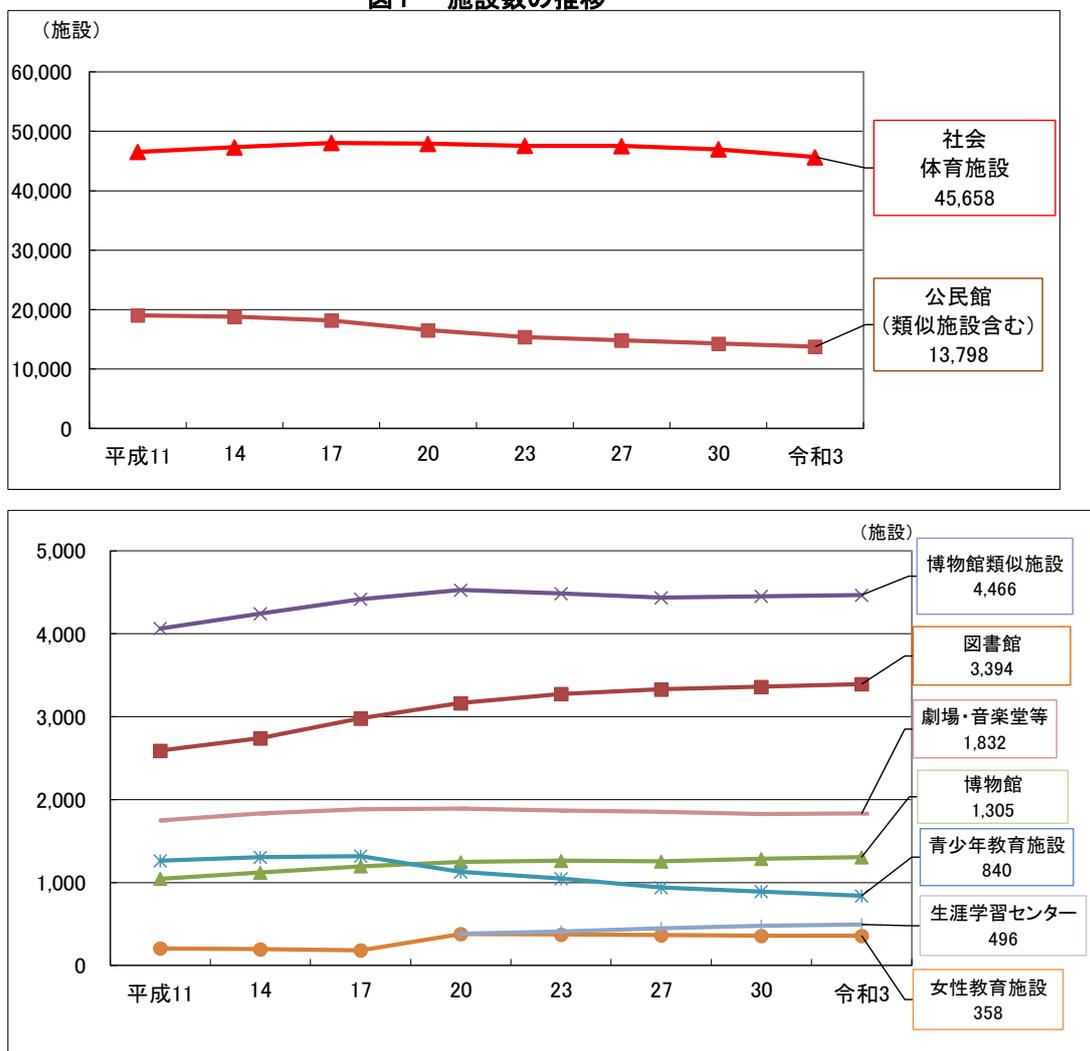
公民館、社会体育施設は減少傾向にある中、図書館、博物館、生涯学習センターは増加しており過去最多。

表1 施設数の推移

区分	公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性 教育施設	社会 体育施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学習 センター
平成 11 年度	19,063	2,592	1,045	4,064	1,263	207	46,554	1,751	...
14	18,819	2,742	1,120	4,243	1,305	196	47,321	1,832	...
17	18,182	2,979	1,196	4,418	1,320	183	48,055	1,885	...
20	16,566	3,165	1,248	4,527	1,129	380	47,925	1,893	384
23	15,399	3,274	1,262	4,485	1,048	375	47,571	1,866	409
27	14,841	3,331	1,256	4,434	941	367	47,536	1,851	449
30	14,281	3,360	1,286	4,452	891	358	46,981	1,827	478
令和 3	13,798	3,394	1,305	4,466	840	358	45,658	1,832	496
平成30年度からの増減数	△ 483	34	19	14	△ 51	0	△ 1,323	5	18
平成30年度からの増減率(%)	△ 3.4	1.0	1.5	0.3	△ 5.7	0.0	△ 2.8	0.3	3.8

注1. 平成20年度より都道府県・市町村首長部局所管の図書館同種施設、独立行政法人及び都道府県・市町村首長部局所管の青少年教育施設及び女性教育施設を調査対象に追加している。(以下の表において同じ。)
注2. 平成23年度以前の「劇場・音楽堂等」は、「文化会館」として調査している。(以下の表において同じ。)

図1 施設数の推移



(2) 施設の運営状況

1 指定管理者別の施設数

全ての施設種で指定管理者制度の導入は増加しており、公立の社会教育施設に占める割合は全体の約3割となっている。

表2 種類別指定管理者別施設数

区 分	(施設)									
	計	公民館 (類似施設 含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性教育 施設	社会体育 施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学習 センター
公立の施設数 (社会体育施設は団体数)	51,510 (51,972)	13,798 (14,277)	3,372 (3,338)	805 (785)	3,575 (3,542)	812 (863)	271 (271)	26,663 (26,693)	1,718 (1,725)	496 (478)
うち指定管理者導入施設数	16,390 (15,836)	1,477 (1,407)	704 (631)	214 (203)	1,100 (1,105)	376 (367)	98 (97)	11,222 (10,857)	1,033 (1,014)	166 (155)
公立の施設数に占める割合	31.8% (30.5%)	10.7% (9.9%)	20.9% (18.9%)	26.6% (25.9%)	30.8% (31.2%)	46.3% (42.5%)	36.2% (35.8%)	42.1% (40.7%)	60.1% (58.8%)	33.5% (32.4%)
地方公共団体	96 (109)	4 (3)	— (1)	— —	16 (16)	4 (5)	— —	67 (80)	5 (3)	— (1)
地縁による団体 (自治会、町内会等)	1059 (932)	495 (395)	4 (5)	— —	47 (48)	17 (18)	8 (9)	473 (433)	3 (4)	12 (20)
一般社団法人・一般財団法人 (公益法人を含む。)	5,715 (5,620)	322 (313)	65 (60)	153 (149)	498 (512)	131 (133)	37 (40)	3,906 (3,807)	537 (545)	66 (61)
会社	5,444 (4,983)	126 (121)	556 (485)	50 (41)	264 (246)	109 (107)	13 (11)	3,944 (3,612)	346 (329)	36 (31)
NPO	1,624 (1,608)	42 (43)	42 (45)	5 (6)	83 (87)	59 (56)	21 (20)	1,308 (1,290)	53 (52)	11 (9)
その他	2,452 (2,584)	488 (532)	37 (35)	6 (7)	192 (196)	56 (48)	19 (17)	1,524 (1,635)	89 (81)	41 (33)

- 注1. 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき、法人その他の団体を管理者として指定している場合をいう。
 2. () 内は平成30年度調査の数値である。

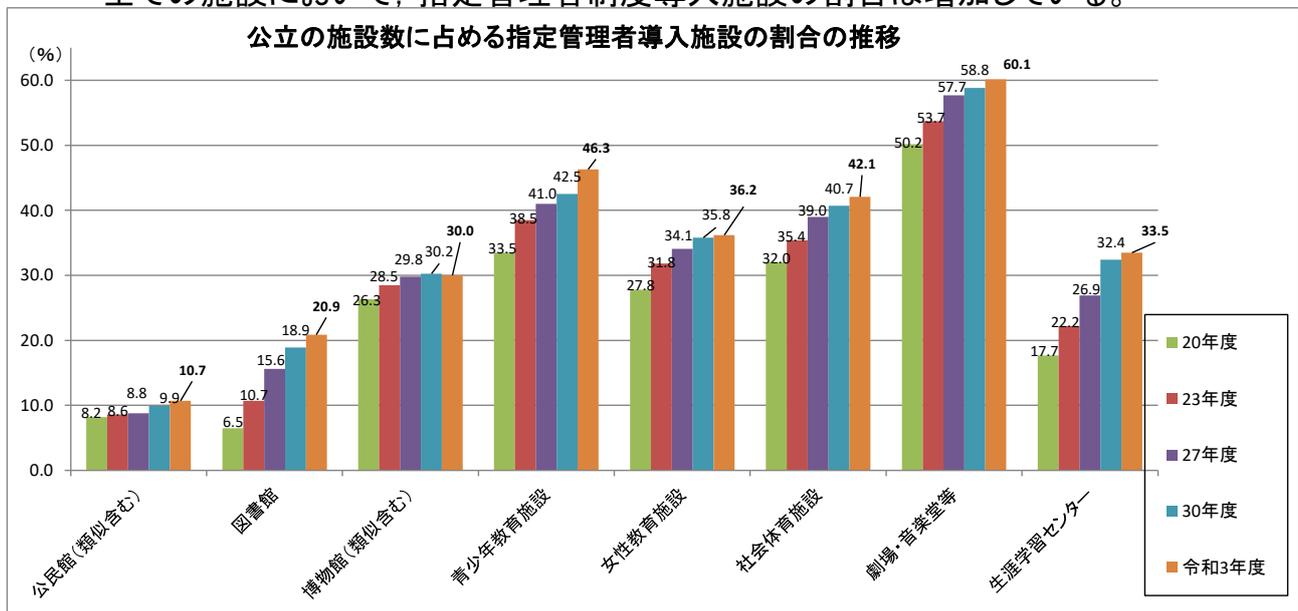
■指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体(※)を指定して、その施設の管理を代行して行わせることができるという制度である。(地方自治法第244条、第244条の2参照)

(※)法人その他の団体とは、株式会社などの民間営利事業者やNPO法人、その他の団体などのことであり、指定を受ける者に制限はない。

(参考) 指定管理者制度導入施設の割合の推移

全ての施設において、指定管理者制度導入施設の割合は増加している。



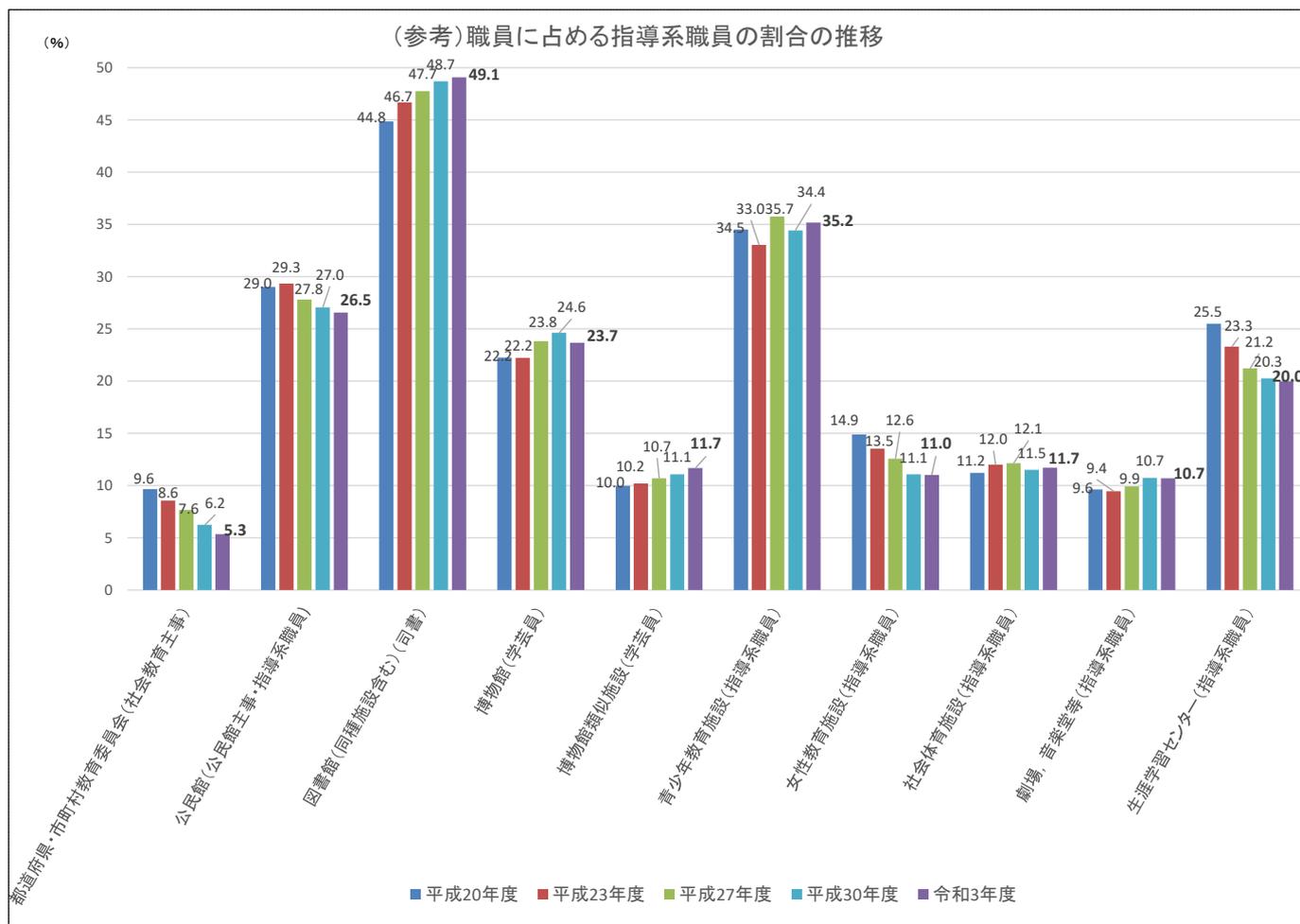
2 指導系職員の推移

社会教育主事の数には減少しているが、図書館の司書、博物館の学芸員のほか、社会体育施設や劇場、音楽堂等の指導系職員の総数は増加を続けており、過去最多。

表3 指導系職員の状況

施設等区分 指導者等区分	計	(人)									
		都道府県・市町村教育委員会 社会教育主事	公民館(類似施設含む) 公民館主事(指導系職員)	図書館(同種施設含む) 司書	博物館 学芸員	博物館類似施設 学芸員	青少年教育施設 指導系職員	女性教育施設 指導系職員	社会体育施設 指導系職員	劇場、音楽堂等 指導系職員	生涯学習センター 指導系職員
平成14年度	54,353	5,383	18,591	10,977	3,393	2,243	2,921	290	8,963	1,592	…
17	55,449	4,119	17,805	12,781	3,827	2,397	2,961	263	9,599	1,697	…
20	58,810	3,004	15,420	14,596	3,990	2,796	2,974	478	12,743	1,928	881
23	62,407	2,518	14,454	16,923	4,396	2,897	2,746	417	15,286	1,879	891
27	65,102	2,048	13,275	19,015	4,738	3,083	2,852	445	16,742	2,045	859
30	66,434	1,681	12,334	20,130	5,025	3,378	2,797	455	17,591	2,163	880
令和3	68,938	1,451	11,795	21,520	5,350	3,686	2,720	455	18,800	2,254	907

注1. 社会教育主事には、派遣社会教育主事(都道府県がその事務局の職員を社会教育主事として、市町村に派遣している職員(実数))を含み、さらに平成27年度調査以降は課長のうち併せて社会教育主事の発令をされている者を含む。



3 1施設当たりの利用者数の推移

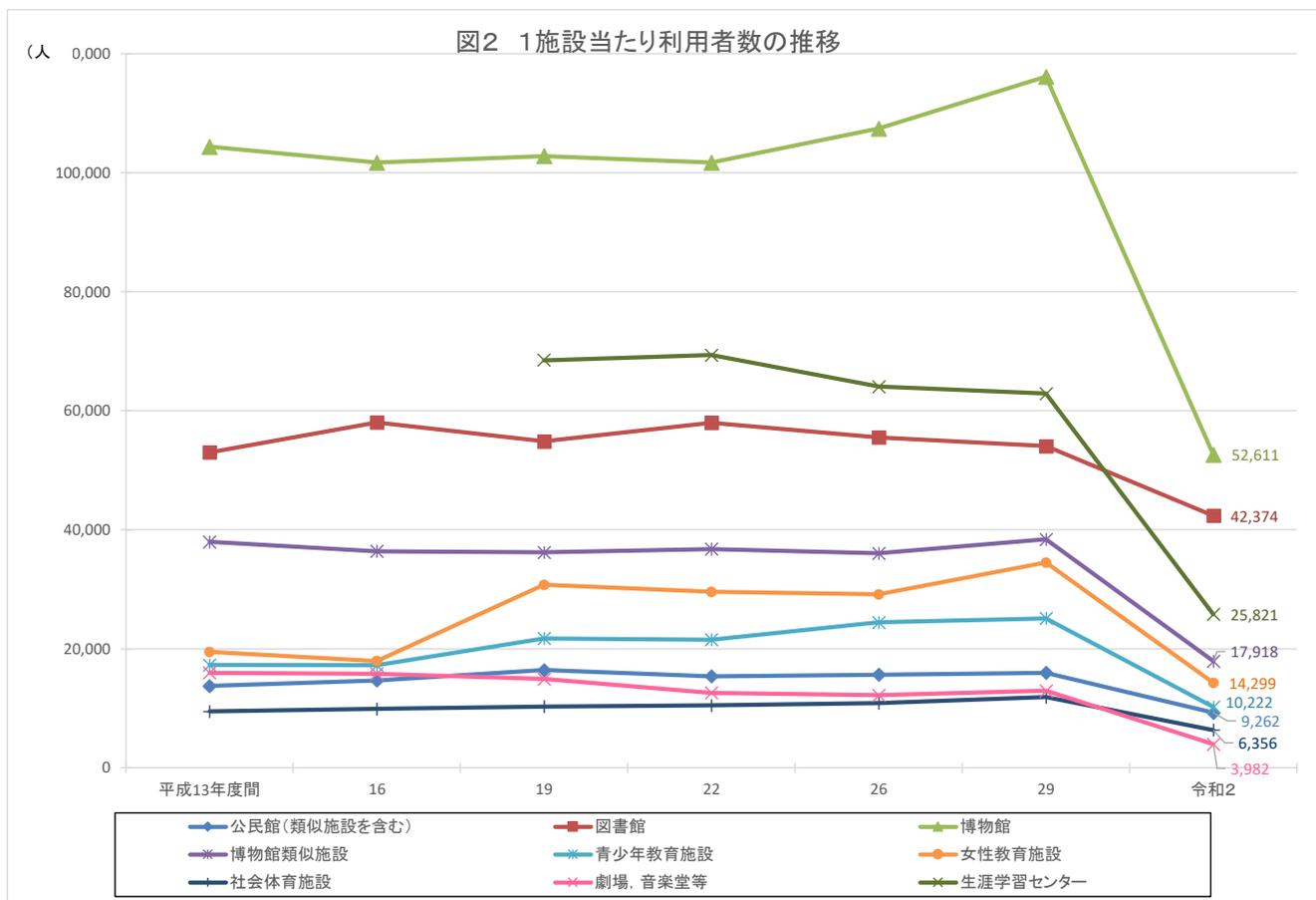
令和2年度間における社会教育施設の1施設当たり利用者数は、前回調査と比較してすべての施設で減少。

表4 1施設当たりの利用者数

	公民館(類似施設を含む)	図書館	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場、音楽堂等	生涯学習センター
平成13年度間	13,753	53,016	104,372	37,971	17,279	19,480	9,482	15,980	...
16	14,694	58,042	101,721	36,401	17,234	17,939	9,900	15,810	...
19	16,419	54,862	102,799	36,213	21,737	30,747	10,309	14,941	68,484
22	15,376	57,991	101,711	36,761	21,524	29,577	10,499	12,596	69,359
26	15,666	55,534	107,437	36,051	24,442	29,164	10,864	12,205	64,061
29	15,969	54,060	116,131	38,408	25,128	34,495	11,879	12,961	62,885
令和2	9,262	42,374	52,611	17,918	10,222	14,299	6,356	3,982	25,821
平成29年度間からの増減数	△ 6,707	△ 11,686	△ 63,520	△ 20,490	△ 14,906	△ 20,196	△ 5,523	△ 8,979	△ 37,064
平成29年度間からの増減率(%)	△ 42.0	△ 21.6	△ 54.7	△ 53.3	△ 59.3	△ 58.5	△ 46.5	△ 69.3	△ 58.9

注1. 利用者数は、公民館は「学級・講座の受講者数+諸集会の参加者数+利用者数」、図書館は「諸集会の参加者数+帯出者数(図書を借りた延べ人数)」、博物館、博物館類似施設は「学級・講座の受講者数+諸集会の参加者数+入館者数」、社会体育施設は「諸集会の参加者数+利用者数の延べ人数(陸上競技場、野球場・ソフトボール場、多目的運動場、水泳プール(屋内・屋外)、レジャープール、体育館のみ)」、劇場、音楽堂等は「学級・講座の受講者数+ホールの入場者数」、生涯学習センターは「学級・講座の受講者数+諸集会の参加者数+利用者数(会議室等の貸出しを受けた団体の延べ人数)」である。

2. 1施設当たりの利用者数は、利用者数を施設数で除した値である。



(参考) 学級・講座等の実施数の推移

令和2年度間における学級・講座及び諸集会の実施数は、前回調査と比較してすべての施設で減少。特に博物館及び博物館類似施設においては半数程度の開催。

表5 学級・講座数及び諸集会数の推移

(件)

	公民館 (類似施設を 含む)	図書館	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場、音楽堂等	生涯学習センター
平成13年度間	513,503	60,725	24,078	9,243	145,610	159,939	...
16	566,694	71,801	29,159	39,050	29,847	10,053	149,727	148,602	...
19	665,645	82,845	34,179	44,894	35,793	15,123	138,199	133,415	28,701
22	588,902	101,525	44,460	52,083	31,148	14,102	175,238	97,279	22,117
26	545,761	138,825	55,698	61,535	36,866	17,537	300,316	80,070	29,602
29	620,749	152,466	64,637	69,370	43,266	17,295	457,490	101,049	28,154
令和 2	372,321	87,347	33,357	30,668	23,087	10,228	360,408	64,957	22,006
平成29年度間からの 増減数	△ 248,428	△ 65,119	△ 31,280	△ 38,702	△ 20,179	△ 7,067	△ 97,082	△ 36,092	△ 6,148
平成29年度間からの 増減率(%)	△ 40.0	△ 42.7	△ 48.4	△ 55.8	△ 46.6	△ 40.9	△ 21.2	△ 35.7	△ 21.8

注1. 図書館及び社会体育施設においては学級・講座を実施していないため諸集会の実施件数のみ。

2. 「諸集会」とは、図書館は読書会・研究会、鑑賞会・映写会及び資料展示会、博物館・博物館類似施設は講演会、研究会及び映写会等、青少年教育施設は講演会・講習会・実習会及び体育・レクリエーション行事、女性教育施設は講演会・講習会・実習会等、展示会及び体育・レクリエーション行事、社会体育施設はスポーツ教室、スポーツ大会及びスポーツテスト会、劇場、音楽堂等は舞台芸術・芸能講演、展覧会及びその他（講演会、講習会、映写会等）を指す。

4 図書館の国民1人当たり貸出冊数・貸出回数

令和2年度間における国民1人当たりの貸出冊数及び貸出回数は、前回調査と比較して、減少している。

表6 国民1人当たり貸出冊数・貸出回数

	貸出冊数	帯出者数	国民1人当たりの貸出冊数	国民1人当たりの貸出回数
平成13年度間	520,822,278	143,099,696	4.1	1.1
16	580,726,256	170,611,404	4.5	1.3
19	631,872,611	171,355,117	4.9	1.3
22	682,343,518	187,562,478	5.3	1.5
26	662,157,262	181,363,743	5.2	1.4
29	653,788,544	177,898,626	5.2	1.4
令和2	530,775,145	142,489,684	4.2	1.1

(注)

$$\text{国民1人当たりの貸出冊数} = \frac{\text{貸出冊数の総数}}{\text{総務省統計局の「各年10月1日現在推計人口(総人口)」}}$$

$$\text{国民1人当たりの貸出回数} = \frac{\text{帯出者数の総数}}{\text{総務省統計局の「各年10月1日現在推計人口(総人口)」}}$$

